

## 現職教員向け 特別支援学校教諭2種免許状 → 1種免許状に上進するには

特別支援学校教諭2種免許状（基礎となる免許状）を取得した後、特別支援学校での**良好な勤務年数3年以上**と、**所定の単位**を修得することで、特別支援学校教諭1種免許状に上進できます。

（免許法第6条 別表第7：教育職員検定による取得）

### 必要な単位

	特別支援教育に関する科目	必要教育領域	必要単位数
第1欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目		1単位以上
第2欄	特別支援教育領域に関する科目 (免許状に定める領域の科目)	視覚障害者	各領域 2単位以上 (心理等1+教育課程等1)
		聴覚障害者	
		知的障害者	各領域 1単位以上 (心理等+教育課程等で1)
		肢体不自由者	
病弱者			
第3欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	・第2欄の5領域のうち、免許状に定めない領域 ・その他の障害教育領域（重複・LD等）	1単位以上 (重複・LD等は必修)
	合 計		6単位以上

- ・特別支援学校教諭2種免許状が基礎となるため、2種免許状に定められている領域についての上進となります。
- ・基礎免許状取得後に修得した単位が有効です。
- ・必要単位数と必要教育領域の両方を充足する必要があります。
- ・第2欄で修得する教育領域の単位は、「**中心となる領域**」で心理等の科目及び指導法等の科目、両方の修得が必要です。
- ・第3欄で修得する教育領域の単位は、「**含む領域**」で修得したものでも構いません。
- ・単位は、1種免許状用の単位が修得できるものとして認定されている都道府県の開催する免許法認定講習、大学等の開催する免許法認定公開講座及び放送大学等で修得できます。履修の際には、必要単位数のほか、各科目の内容（中心となる領域及び含む領域）が取得希望免許に対応しているかどうかご確認ください。  
また、1種・2種共通の単位として修得した単位を2種免許状取得用に使用した場合は、1種免許状取得用には使用できません。

### 必要な在職年数

特支2種免許状を取得した後、特別支援学校の教員として良好な成績で勤務した**在職年数**

**3年以上**

- ・その授与を受けようとする免許状に定めることとなる教育領域の担任する教員としての在職年数です。
- ・複数の教育領域を定めた免許状を所持している場合、いずれか1つの領域での在職年数で充足できます。  
(例：特支2種〔視覚・聴覚〕の免許状を所持し視覚の領域を担当する教員として3年間在職し、特支1種〔視覚・聴覚〕に必要な単位を修得した場合は、特支1種〔視覚・聴覚〕が授与できます)
- ・在職年数は直近のものでなくても構いません。
- ・基礎免許状を取得する前の勤務年数は不可です。
- ・在職年数は講師期間も含むことができますが、1週間の時間数により、勤務年数の換算率が異なりますので注意が必要です。
- ・既に特別支援学校教諭1種免許状（旧法による盲・聾・養護学校を含む）を所持している方は、新たに1種免許状は取得できません。新教育領域の追加での対応となります。